

「被害者」が「犯罪者」に!?

# 白バイ冤罪

②

国賠訴訟判決速報!

2004年、白バイとの衝突事故に遭って重傷を負い、証言を無視された上、一方的な過失を押し付けられ「保護観察処分(有罪)」を言い渡されたスクーターの少年。家族の必死の立証活動によって、後日、逆転無罪を勝ち取ったものの、警察側は白バイの過失を一切認めず、争いはついに民事裁判に突入していた。3月31日、松山地裁であったその判決結果とは……。

3月31日正午過ぎ、松山地方裁判所の玄関には、長蛇の列ができていた。午後1時10分から予定されている、愛媛白バイ事件の一番判決。その傍聴券を求める人たちが。

新聞記者やテレビカメラも多数押し寄せ、この事件に対する関心の高さを伺わせる。

この裁判は、白バイとの衝突事故で一方的に容疑者扱いされ苦痛を受けたと主張する元少年



高校生のスクーターは前輪が車体からはずれるほど損傷が大きい

## 愛媛白バイ事故

### 「山本事件」

柳原三桂(ジャーナリスト)

「無罪」を勝ち取った少年側に

9割の過失!?

少年審判と全く異なる認定で  
まさかの全面敗訴

が、白バイ隊員と愛媛県、国を相手に、慰謝料など約350万円を求めて起こした国家賠償請求訴訟だ。

県や国は、「白バイ隊員には過失がなかった」として、治療費などを求めて反訴。双方の言い分は真つ向から対立したまま、判決の日を迎えたのだった。予定の時刻を数分過ぎ、裁判長による判決文の読み上げが始まった。

「主文、原告の請求をいずれも棄却する。原告は、被告県に対し、12万7161円及びこれに対する平成16年11月8日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え」

満席の傍聴席に大きなどよめきが起こる。さらに、判決の読み上げは続いた。

「原告は、被告H(白バイ隊員)に対し、64万3421円及びこれに対する平成16年11月8日か

ら支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え」

傍聴人からは怒りの声が続出した。

「全面敗訴? いったいどういうことや!」

「裁判所はくさつとる!」

しかし、3人の裁判官はそうした罵声を制止することもなく、主文の読み上げを終えると、傍聴席に背を向け、さっさと法廷から姿を消した。

松山地裁が認定した過失割合は、少年側が9、白バイ側が1。結果的に、少年の主張はほとんど棄却された。

少年審判で、高松高裁が松山家裁に事件を差し戻した際、「警察官等捜査関係者作成の供述調書のみに基づいて非行事実を認定することは、少年側に裁判所の中立的ないし公正さに対する疑念を抱かせかねないから、原裁判所の審判手続きは、

手続きの適正さを著しく欠いており、原決定には、決定に影響を及ぼす法令の違反があるといわざるを得ない」

とまで断じていたにも関わらず、である。

この事故の状況と裁判の争点は、以下の通りだ。

少年側は事故直後から、「スクーターで右折待ちのため、前に止まっていた右折車の後ろで停止していた。その車が右折した直後、白バイが突っ込んできた」と主張。一方の警察側は、

「右折車は存在せず、少年が右折中に白バイの緊急走行を妨げた」と反論していたが、今回の判決では、「右折車」の存在は認められたものの、右折車が右折してから衝突までに1〜2秒の時間差があったことを理由に、

「少年のバイクは、右折車の後



スクーターと衝突した愛媛県警の白バイ 見分時には、転倒地点から20m離れた場所に移動されていた

に続いて右折を開始していた」と認定。さらに、県警の捜査についても、

「右折車が存在しなかったとする別の目撃証言もあり、適正性を著しく欠いたものとはいえない」などとして、違法性を否定したのだった。

被害に遭った少年の母・山本純子さん(41)は、判決後の記

者会見で、こう語った。

「松山地裁の判決内容は、全て『警察捜査が正しい』とこじつけたものでした。松山家裁で最初に『保護観察処分』を言い渡された時の判決文と同じです。こちらの主張はことごとく潰され、警察、検察の主張はこじつけてでも正当化しようとしています。」

刑事裁判・民事裁判の争点は、いずれも、『息子が止まっていたのか・動いていたのか』『息子の前に右折待ちの車がいたのか・いなかったのか』という点でした。

刑事裁判(家裁)での審判は息子を裁くためなので、『動いていたのか・止まっていたのか』ということが争点になるのは仕方ないとしても、なぜか民事裁判でも、争点は、『止まっていたのか・動いていたのか』『右折車はいたのか、いなかったのか』ということが進んでいきま

でも、私たちは事故当初から、

●白バイ隊員はなぜ直近に至るまで対向走行してくる息子に気付く事が出来なかったのか?

●衝突直前の状態は詳細に説明できるのに、右折車の存在につ

いてだけは「記憶にない、覚えていない」と曖昧な証言をしている。そんなことがまかり通るのか?

●調書は刑事裁判が始まるまで非開示のはずなのに、白バイ隊員には相手の証言や目撃者の証言、見分の記録、写真などの捜査記録を見せてもよいのか?

という具体的な疑問を呈してきました。

厳しい訓練を受け、白バイ隊となったはずの警察官がこのような曖昧な証言をし、さらに、相手の調書を熟読した上で、自分の供述調書を作成し、そして自身のために息子を加害者に作り上げていったのです。あまりにも不公平です。おまけに民事裁判で、白バイ隊員は自らの慰謝料まで請求してきました。結果的に裁判では、「足をつ

いて止まっていた」という息子の証言やそれを裏付ける目撃者の証言はすべて却下されてしま

い、そして、同じ署内の警察官が勝手に作成した『総括捜査報告書』が一人歩きして判決が下されてしまったのです。

ただ、判決では「右折車」の存在だけは認められました。右折車の存在を認められたのなら、事故状況も合理的に想像出来るような判決を出していただきたかったのです。

机の上で交通事故が起こっているのではありません。道路はみな地形が違うし、同じ場所でも事故が起きても様々な形態で事故が起きています。なのに、裁判官は、事故現場を重視せず、道路状況を把握しないまま判決文を書いていきます。裁判官には、一般人の常識・感覚で判断を御願ひしたいです」

4月8日、山本さんは控訴し、

裁判は高松高裁で続行されることとなった。

### これが問題の『総括捜査報告書』だ!

今回の裁判で、少年側が「公平性・適正性を欠く違法な捜査がおこなわれた」と主張するに至った背景には、刑事裁判が終結してから初めて目にした『総括捜査報告書』の存在があった。

これは、白バイ隊員が所属する松山西署が作成したもの、いわば身内による報告書である。『山本昌樹にあつては、保護観察処分の意見を付し、H(白バイ)にあつては、寛大処分に見を付して送致することとした。』

という結論で締めくくられたその内容は、たしかに、極めて偏ったものだった。

原告が指摘する問題の箇所をごく一部だが抜粋してみると……

●『母親の山本純子は、本件の捜査に対して、事故直後から異常なまでの異議・苦情を申し立て、山本昌樹を取調べた後にあつても、自分の言い分について供述調書を作成するよう強く申し立てたことから供述調書を作成した。』

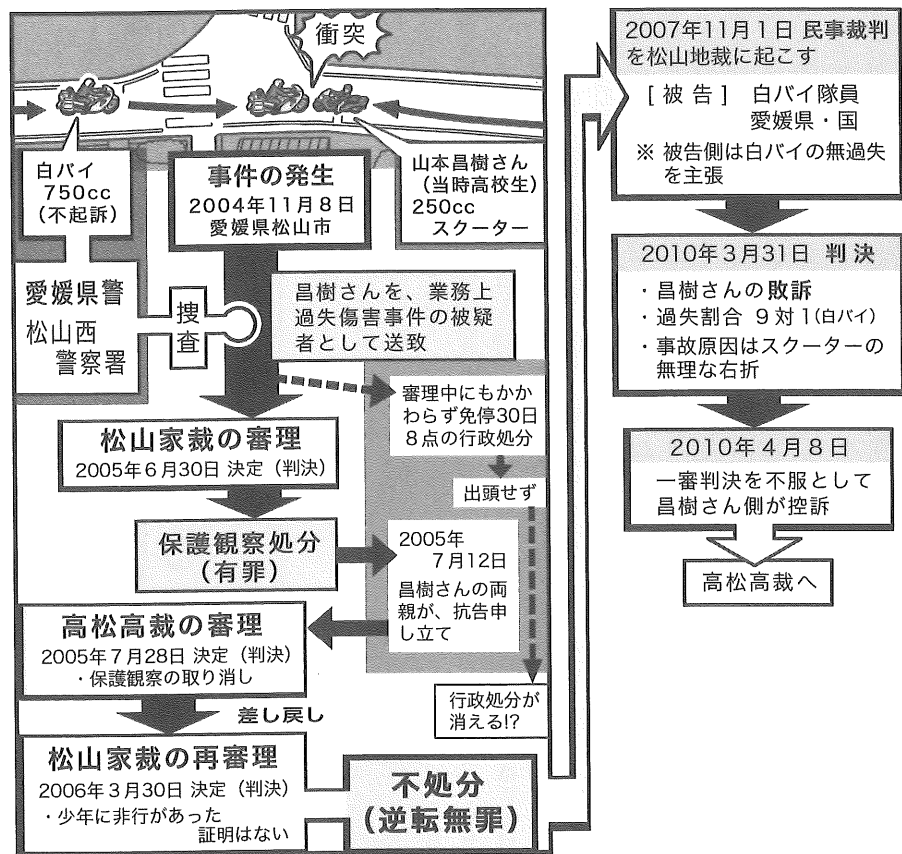
●『家族の異常な捜査に対する関与により、被疑少年に説明を求めると本人の自主的な説明が得られない状況にあり、全て母親等の意図に沿った内容を申し立てるのみである。』

●『事故目撃者のA(青果店経営)は山本昌樹の母親・祖母と仕事を通じて面識があり、山本昌樹関係者がAから目撃時の状

況(右折車の存在)などを聴取する等して、事故時に、(山本車両)の前にワンボックス車が止まっていたとの実体験と異なる事故状況を創作した可能性がある。(中略)したがって同人の供述内容の信憑性は乏しいものと言わざるを得ない。』

●『山本昌樹の母親は、目撃者Aに対し、見分立会時の指示説明内容の訂正(山本車両の進路及び衝突地点)を警察に申し立てるよう強く迫る他、目撃者Bに対しても、任意の目撃証言を妨害するかのような行動に出ている状況が窺われることから、現時点において山本昌樹に対する任意捜査(実況見分及び取り調べ)によっては被疑少年自身から真実の供述を得ることは困難と史料される。』

図① 山本事件（愛媛）の流れ



被害者の母・山本純子さんは、「裁判官には、真実に目を向けてほしかった」と悔しさをにじませた。右は代理人の水口晃弁護士

■『両者立会の見分時、山本昌樹は車椅子に乗ったままでの立会であったため、介添人として母親の同伴を許していたものであるが、同人の祖父・祖母・両親の4名の他家族関係者等数人が見分場所へ集って見分の推移に合わせて異常なほどの関与により、山本昌樹本人の意思が客観的主体性をもって説明されていないものと認められた。』

■『H(\*白バイ隊員)は、衝突前の自車の進路及び衝突地点を、現場路面に印象されていたタイヤ痕及びガウジ痕の状況に基づき進路及び衝突地点について観客的かつ合理的な指示説明をするも、山本昌樹は、自分の前にワンボックス車が止まっており、その後方で停止していたら白バイにぶつけられた旨を申し立てるのみで、路面痕跡に基づく自車の進路及び衝突地点と

の整合性についても完全に否定し合理的な指示説明がなされなかった。』

母親の山本純子さんは、この報告書の記載内容について、呆れたように語る。

「警察はここまでするのかと驚きました。とにかく、これを見ても母親である私が出てきます。そして私のことを『異常』だと書いてあるんです。そんなに母親が異常だと思わせたかったのでしょうか。それに私は目撃者のAさんと、仕事を通じての関係などありませんし、証言内容を変えるように迫った事実も一切ありません。また、現場には目に見えるタイヤ痕などありませんでした。とにかく中味は嘘ばかりで、全部でたらめなんです。本当に恐ろしい、あつてはならないことです」

私もこの『総括捜査報告書』を見たときは、正直言って驚いた。こんな書類が警察によって見えないところで作られ、検察庁に送られていたのだと思うとぞっとするが、検察官や裁判官がこれを鵜呑みにすれば、冤罪も当たり前ということになる。欧米では交通事故の実況見分調書は早期に開示されている。日本でもそのように変えていかなければ、理不尽な事故は起こり続けてしまうだろう。

山本事件は、ヤフーブログ「愛媛の白バイ事故・母です」<http://blogs.yahoo.co.jp/toshikazu2355/199002.html>でこれまでの経緯や裁判記録等が全て紹介されている。また、柳原三佳のホームページ<http://www.mika-y.com/>は、これまで放送した「山本事件」特集番組を動画で配信中だ。